

西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部を  
改正する規則制定の件

西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和1年10月9日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部を  
改正する規則

西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則（昭和60年西宮市  
教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西宮市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

本則中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に、  
「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

西宮市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域

小学校名	中学校名	義務教育 学校名	通学区域
浜脇	浜脇		田中町、社家町、馬場町、浜町、市庭町1～5番、荒戎町、建石町、前浜町、西波止町、泉町、宮前町、浜脇町、鞍掛町、産所町1～13番、宮西町1・2・5・6・9番、今在家町、戸田町、和上町1～4・6～8番、六湛寺町10～15番、神楽町1～4番、本町5～13番、久保町
香櫞園	浜脇		大浜町、川東町、川添町、川西町、中浜町、

			堀切町、屋敷町、松下町、弓場町、上葭原町、中葭原町、下葭原町、市庭町6~9番、神楽町5~7番、宮西町3·4·7·8·10~14番
安井	大社		安井町、千歳町、寿町、平松町、六湛寺町1·9番、常磐町、分銅町、末広町、江上町、城ヶ堀町、櫛塚町、和上町5番、産所町14·15番、神楽町8~12番、中前田町、中須佐町、津田町、西田町、大井手町、若松町
夙川	大社		羽衣町、霞町、大谷町、御茶家所町、郷免町、松園町
	苦楽園		相生町、殿山町、雲井町、深谷町、高塚町、松生町、木津山町、久出ヶ谷町、菊谷町、松ヶ丘町
北夙川	苦楽園		南越木岩町、老松町(1~17番·19番)、西平町、松風町、石刎町、樋之池町(1~15·22~27番)、豊楽町、桜町
苦楽園	苦楽園		角石町、苦楽園一番町、苦楽園二番町、苦楽園三番町、苦楽園四番町、苦楽園五番町、苦楽園六番町、北山町、柏堂町、柏堂西町、剣谷町、湯元町、鷺林寺町、鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺南町、鷺林寺字剣谷、越水字社家郷山、毘沙門町、美作町、瓶岩町、老松町18番、樋之池町16~21·28番
大社	大社		清水町、満池谷町、城山、桜谷町、南郷町
	上ヶ原		越水町、神垣町
	平木		柳本町
神原	大社		奥畠1~7番、結善町、名次町、北名次町、神原1~13番、神園町1·2番、獅子ヶ口町
	上ヶ原		大社町3~6·11·12番
甲陽園	大社		神園町3~16番、甲陽園山王町、甲陽園

			本庄町、甲陽園日之出町、甲陽園若江町、甲陽園西山町、甲陽園目神山町、奥畠 8 番、神原 14・15 番、甲山町 1 ~ 34・47 ~ 53・59 ~ 61 番地
	上ヶ原		六軒町、五月ヶ丘、新甲陽町、甲陽園東山町、甲山町 35 ~ 46・54 ~ 58・62 ~ 75 番地
広田	上ヶ原		大社町 1・2・7 ~ 10・13 番、愛宕山、岡田山 1 ~ 3 番、高座町
	平木		北昭和町、丸橋町、能登町、大畑町、河原町、広田町、中屋町
平木	平木		南昭和町 1・2・4 ~ 10 番、両度町、高松町 1 ~ 5・7 番、平木町、青木町、中殿町 3 ~ 6 番、森下町、芦原町 4 番、神明町 3・4・9 番、室川町
甲東	甲陵		門戸荘、松籟荘、神呪町、甲東園 3 丁目、上大市 1 丁目、上大市 2 丁目、門戸東町、門戸西町 2 ~ 9 番、門戸岡田町、下大市東町、下大市西町、上甲東園 4 丁目、上甲東園 6 丁目、岡田山 5・6 番
上ヶ原	上ヶ原		上ヶ原四番町 1 ~ 3 番、上ヶ原五番町
	甲陵		門戸西町 1・10 番、上ヶ原一番町、上ヶ原二番町、上ヶ原三番町、上ヶ原四番町 4 番、上甲東園 1 丁目、上甲東園 2 丁目、上甲東園 3 丁目、上甲東園 5 丁目、仁川町 3 丁目、仁川町 4 丁目、仁川町 5 丁目、仁川町 6 丁目、仁川五ヶ山町、仁川百合野町、岡田山 4・7 番
上ヶ原南	上ヶ原		一ヶ谷町、上ヶ原山田町、上ヶ原山手町、上ヶ原六番町、上ヶ原七番町、上ヶ原八番町、上ヶ原九番町、上ヶ原十番町
段上	甲武		仁川町 1 丁目、一里山町、上大市 5 丁目、田近野町、段上町 6 丁目、段上町 7 丁目 2 ~ 7 番、段上町 8 丁目 3 ~ 5・11 ~ 15 番
段上西	甲陵		甲東園 1 丁目、甲東園 2 丁目、仁川町 2 丁

			目、段上町4丁目
	甲武		段上町1丁目、段上町2丁目、段上町3丁目、段上町5丁目、段上町7丁目1・8番、段上町8丁目1・2・6～10番、上大市3丁目、上大市4丁目
樋ノ口	甲武		樋ノ口町1丁目、樋ノ口町2丁目、大島町、若山町、門前町、林田町9番、堤町、荒木町5～22番、上之町
高木	瓦木		甲風園1丁目、甲風園2丁目、甲風園3丁目、高木東町、高木西町、北口町、長田町、南昭和町3番、荒木町1～4番、大森町
高木北			伏原町、薬師町、林田町1～8・10・11番、野間町
瓦木	深津		大屋町4～11・19～23・30～32番、中島町2～7・13～18番、天道町、瓦林町1～21番、熊野町1～4番、二見町、甲子園口北町
深津	深津		大屋町1～3・12～18・24～29番、中島町1・8～12・19～21番、田代町、高畠町、深津町、高松町6・8～22番、神明町1・2・5～8番、神祇官町、芦原町1～3・5～11番、西福町、中殿町1・2番
瓦林	瓦木		瓦林町22～31番、熊野町5～15番、松山町、松並町、日野町
上甲子園	上甲子園		甲子園口1丁目、甲子園口2丁目、甲子園口3丁目、甲子園口4丁目、甲子園口5丁目、甲子園口6丁目、津門飯田町、戸崎町
津門	今津		津門稻荷町、津門仁辺町、津門宝津町、津門大箇町、津門綾羽町、津門吳羽町、津門西口町、津門大塚町、今津曙町、今津山中町
春風	上甲子園		上甲子園1丁目、上甲子園2丁目、上甲子園3丁目、上甲子園4丁目、上甲子園5丁目、今津野田町、今津上野町、甲子園春風町、甲子園浦風町、甲子園浜田町、甲子園六石町、甲子園砂田町、甲子園三保町
今津	今津		今津水波町、今津二葉町、今津社前町、今

			津大東町、今津出在家町1～9番、今津巽町1～4番、今津久寿川町1～11番、津門川町、津門住江町1～14番
	真砂		今津出在家町10番、今津西浜町、今津巽町5～8番、今津港町、今津久寿川町12番、今津真砂町、津門住江町15番、甲子園浜1丁目、甲子園浜2丁目、甲子園浜3丁目
用海	今津		池田町、松原町、六湛寺町2～8番、与古道町、用海町、石在町1～6・12～15番、本町1～4番、染殿町
	真砂		東町1丁目、東町2丁目、浜松原町、朝風町、東浜町、石在町7～11・16～19番
鳴尾	鳴尾		武庫川町、池開町、鳴尾町1丁目、鳴尾町2丁目、鳴尾町3丁目、鳴尾町4丁目、鳴尾町5丁目、甲子園七番町、甲子園八番町
南甲子園	真砂		南甲子園2丁目、南甲子園3丁目、浜甲子園3丁目、浜甲子園4丁目、甲子園網引町9・10番
	鳴尾		甲子園町、甲子園高潮町、甲子園洲鳥町、甲子園網引町1～8番、甲子園九番町1～9・12～14・15番(6～8・40・49号)、南甲子園1丁目1～8番、浜甲子園1丁目、浜甲子園2丁目
甲子園浜	鳴尾		甲子園九番町15番(1～5・9～39・41～48・50～61号)、南甲子園1丁目9～22番
	浜甲子園		古川町、枝川町、甲子園九番町10・11番、上田西町
高須	鳴尾南		高須町1丁目1(1～10号)・2～7番
高須西	高須		高須町1丁目1番(11～18号)、高須町2丁目、鳴尾浜1丁目、鳴尾浜2丁目、鳴尾浜3丁目
鳴尾東	浜甲子園		笠屋町、東鳴尾町1丁目
	鳴尾南		東鳴尾町2丁目、上田東町、上田中町

	鳴尾		甲子園六番町、里中町1丁目、里中町2丁目、里中町3丁目、上鳴尾町
鳴尾北	学文		甲子園一番町、甲子園二番町、甲子園三番町、甲子園四番町、甲子園五番町、若草町1丁目、若草町2丁目、学文殿町1丁目、学文殿町2丁目、花園町
小松	学文		小曾根町1丁目、小曾根町2丁目、小曾根町3丁目、小曾根町4丁目、小松東町1丁目、小松東町2丁目、小松東町3丁目、小松北町1丁目、小松北町2丁目、小松西町1丁目、小松西町2丁目、小松町1丁目、小松町2丁目、小松南町1丁目、小松南町2丁目、小松南町3丁目
山口	山口		山口町名来のうち有馬川以西、山口町名来1丁目、山口町名来2丁目、山口町上山口のうち国道176号線以南、山口町下山口のうち有馬川以西・天上橋以南・有馬病院以東の国道176号線以南、山口町下山口1丁目、山口町下山口2丁目、山口町下山口3丁目、山口町下山口4丁目、山口町下山口5丁目、山口町上山口1丁目、山口町中野1丁目、山口町中野2丁目、山口町中野3丁目、山口町船坂、山口町金仙寺、山口町金仙寺1丁目、山口町金仙寺2丁目、山口町金仙寺3丁目、すみれ台1丁目、すみれ台2丁目、すみれ台3丁目、山口町阪神流通センター1丁目、山口町阪神流通センター2丁目、山口町阪神流通センター3丁目
北六甲台	山口		北六甲台1丁目、北六甲台2丁目、北六甲台3丁目、北六甲台4丁目、北六甲台5丁目、山口町上山口2丁目、山口町上山口3丁目、山口町上山口4丁目、山口町名来のうち有馬川以東、山口町上山口のうち国道176号線以北、山口町下山口のうち有馬川以東で天上橋以北・有馬病院以東の国道176号線以北、名塩赤坂1~17番、名塩美山、塩瀬町名塩のうち旧県道武田尾停車場線・市道塩121号線・市道塩101号線以西で国道176号線以北、神戸市北区道場町生野1172番地

名塩	塩瀬		名塩南台1丁目、名塩南台2丁目、名塩南台3丁目、名塩南台4丁目、名塩山荘、名塩ガーデン、名塩茶園町、名塩平成台、名塩さくら台1丁目、名塩さくら台2丁目、名塩さくら台3丁目、名塩さくら台4丁目、名塩1丁目、名塩2丁目、名塩3丁目、名塩木之元1~4・5(1~9・11~19・22~30号)・6~23番、名塩東久保、名塩赤坂18番、塩瀬町名塩のうち北六甲台小学校・東山台小学校の通学区域外
東山台	塩瀬		名塩新町、東山台1丁目、東山台2丁目、東山台3丁目、東山台4丁目、東山台5丁目、清瀬台、国見台1丁目、国見台2丁目、国見台3丁目、国見台4丁目、国見台5丁目、国見台6丁目、名塩木之元5番(10・20・21号)、塩瀬町名塩5117番地3・5117番地4・5081番地6、塩瀬町名塩のうち市道塩32号線・名塩武田尾ハイキング道以東の市道塩153号線・ドン尻川以北及び清瀬台以東の名塩川以北でドン尻川以南
生瀬	塩瀬		塩瀬町生瀬、生瀬町1丁目、生瀬町2丁目、生瀬東町、宝生ヶ丘1丁目、宝生ヶ丘2丁目、生瀬高台、青葉台1丁目、青葉台2丁目、花の峯、生瀬武庫川町
		総合教育センター付属西宮浜	西宮浜1丁目、西宮浜2丁目、西宮浜3丁目、西宮浜4丁目

備考 山口町香花園の児童生徒等の通学区域は、西宮市の学齢児童および生徒ならびに幼児に係る教育事務等の神戸市に対する事務委託に関する規約第1条の規定に基づき神戸市教育委員会が指定する神戸市立学校とする。

#### 付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### (参考)

##### ○提案理由

西宮市立学校条例改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則	
(趣旨) 第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）の規定に基づき、西宮市教育委員会（以下「委員会」といいう。）が西宮市に住所を有する就学予定者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定するため必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）の規定に基づき、西宮市教育委員会（以下「委員会」といいう。）が西宮市に住所を有する就学予定者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定するため必要な事項を定める。
(通学区域) 第2条 小学校及び中学校の通学区域は、別表に定めるところとする。 (学校の指定) 第3条 委員会は、前条の通学区域に基づき、児童生徒等の住所により、当該児童生徒等が就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定する。	(通学区域) 第2条 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域は、別表に定めるところとする。 (学校の指定) 第3条 委員会は、前条の通学区域に基づき、児童生徒等の住所により、当該児童生徒等が就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定する。
(指定学校の変更) 第4条 委員会は、保護者がから令第8条の規定による変更の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定した小学校又は中学校を変更することができる。 (1) 転居等の理由により通学区域が変わるととき。 (2) 保護者の就業等の事情により、児童生徒等の保護監督に支障があるとき。 (3) 心身等の事情により、指定された学校への就学が困難なとき。 (4) その他委員会が特別の理由があると認めるとき。	(指定学校の変更) 第4条 委員会は、保護者から令第8条の規定による変更の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。 (1) 転居等の理由により通学区域が変わるととき。 (2) 保護者の就業等の事情により、児童生徒等の保護監督に支障があるとき。 (3) 心身等の事情により、指定された学校への就学が困難なとき。 (4) その他委員会が特別の理由があると認めるととき。
(区域外就学) 第5条 委員会は、保護者がから令第9条第1項の規定による承諾の申出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市外に住所を有する児童生徒等を小学校、中学校又は義務教育学校に就学させることを承諾することができる。 (1) 転出入等の理由により住所の存する市町村が変わるととき。 (2) 保護者の就業等の事情により、児童生徒等の保護監督に支障があるとき。 (3) 心身等の事情により、指定された学校への就学が困難なとき。 (4) その他委員会が特別の理由があると認めるとき。	(区域外就学) 第5条 委員会は、保護者から令第9条第1項の規定による承諾の申出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市外に住所を有する児童生徒等を小学校、中学校又は義務教育学校に就学させることを承諾することができる。 (1) 転出入等の理由により住所の存する市町村が変わるととき。 (2) 保護者の就業等の事情により、児童生徒等の保護監督に支障があるとき。 (3) 心身等の事情により、指定された学校への就学が困難なとき。 (4) その他委員会が特別の理由があると認めるととき。
(委任) 第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。	(委任) 第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則（昭和 6 1 年 3 月 2 9 日西教委規則第 2 0 号） この規則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。 付 則（昭和 6 2 年 9 月 2 2 日西教委規則第 5 号） この規則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。 付 則（昭和 6 3 年 3 月 3 0 日西教委規則第 1 7 号） 沿革 平成 3 年 1 2 月 6 日西教委規則 1 0 号	付 則（昭和 6 1 年 3 月 2 9 日西教委規則第 2 0 号） この規則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。 付 則（昭和 6 2 年 9 月 2 2 日西教委規則第 5 号） この規則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。 付 則（昭和 6 3 年 3 月 3 0 日西教委規則第 1 7 号） 沿革 平成 3 年 1 2 月 6 日西教委規則 1 0 号
1 この規則は、昭和 6 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、塩瀬町名塩のうち旧県道武田尾停車場線・市道塩塩 1 2 1 号線・市道 1 0 1 号線以西で国道 1 7 6 号線以北の地域及び神戸市北区道場町生野 1 1 7 2 番地は、昭和 6 4 年度の全学年、昭和 6 5 年度の第 2 学年及び第 3 学年並びに昭和 6 6 年度の第 3 学年は、塩瀬中学校の通学区域とする。	1 この規則は、昭和 6 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、塩瀬町名塩のうち旧県道武田尾停車場線・市道塩塩 1 2 1 号線・市道 1 0 1 号線以西で国道 1 7 6 号線以北の地域及び神戸市北区道場町生野 1 1 7 2 番地は、昭和 6 4 年度の全学年、昭和 6 5 年度の第 2 学年及び第 3 学年並びに昭和 6 6 年度の第 3 学年は、塩瀬中学校の通学区域とする。 付 則（平成元年 2 月 1 3 日西教委規則第 1 4 号） この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成元年 9 月 2 5 日西教委規則第 3 号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成元年 1 1 月 2 2 日西教委規則第 6 号） この規則は、平成元年 1 1 月 2 7 日から施行する。 付 則（平成 2 年 3 月 3 1 日西教委規則第 1 7 号） 沿革 平成 5 年 3 月 3 0 日西教委規則 2 0 号
付 則（平成元年 2 月 1 3 日西教委規則第 1 4 号） この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成元年 9 月 2 5 日西教委規則第 3 号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成元年 1 1 月 2 2 日西教委規則第 6 号） この規則は、平成元年 1 1 月 2 7 日から施行する。 付 則（平成 2 年 3 月 3 1 日西教委規則第 1 7 号） 沿革 平成 5 年 3 月 3 0 日西教委規則 2 0 号	付 則（平成元年 2 月 1 3 日西教委規則第 1 4 号） この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成元年 9 月 2 5 日西教委規則第 3 号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成元年 1 1 月 2 2 日西教委規則第 6 号） この規則は、平成元年 1 1 月 2 7 日から施行する。 付 則（平成 2 年 3 月 3 1 日西教委規則第 1 7 号） 沿革 平成 5 年 3 月 3 0 日西教委規則 2 0 号
この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成 3 年 3 月 2 5 日西教委規則第 1 6 号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成 3 年 1 2 月 6 日西教委規則第 1 0 号西宮市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則 1 条・2 条による改正付則） この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成 3 年 3 月 2 5 日西教委規則第 1 6 号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成 3 年 1 2 月 6 日西教委規則第 1 0 号西宮市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則 1 条・2 条による改正付則） この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 4 年 10 月 13 日西教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 5 年 3 月 30 日西教委規則第 20 号西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則 1 条・2 条による改正付則）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 2 月 8 日西教委規則第 15 号）

この規則は、平成 6 年 2 月 21 日から施行する。

付 則（平成 8 年 2 月 13 日西教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 29 日西教委規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年 1 月 14 日西教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（浜甲子園の項目及び東甲子園の項を改める部分に限る。）は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
付 則（平成 10 年 1 月 13 日西教委規則第 9 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 4 月 14 日西教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年 1 月 12 日西教委規則第 14 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年 1 月 11 日西教委規則第 7 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 1 月 9 日西教委規則第 5 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表名塩の部の改正規定は、公布の日から施行する。  
付 則（平成 14 年 1 月 8 日西教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年 1 月 14 日西教委規則第 6 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 10 月 13 日西教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 5 年 3 月 30 日西教委規則第 20 号西宮市立小学校および中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則 1 条・2 条による改正付則）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 2 月 8 日西教委規則第 15 号）

この規則は、平成 6 年 2 月 21 日から施行する。

付 則（平成 8 年 2 月 13 日西教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 29 日西教委規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年 1 月 14 日西教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（浜甲子園の項目及び東甲子園の項を改める部分に限る。）は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
付 則（平成 10 年 1 月 13 日西教委規則第 9 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 4 月 14 日西教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年 1 月 12 日西教委規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年 1 月 11 日西教委規則第 7 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 1 月 9 日西教委規則第 5 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表名塩の部の改正規定は、公布の日から施行する。  
付 則（平成 14 年 1 月 8 日西教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年 1 月 14 日西教委規則第 6 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 16 年 7 月 14 日西教委規則第 4 号)	付 則 (平成 16 年 7 月 14 日西教委規則第 4 号) この規則は、公布の日から施行する。
付 則 (平成 16 年 12 月 8 日西教委規則第 7 号)	この規則は、公布の日から施行する。
付 則 (平成 18 年 10 月 11 日西教委規則第 5 号)	この規則は、公布の日から施行する。
付 則 (平成 19 年 1 月 19 日西教委規則第 2 号)	この規則は、公布の日から施行する。
付 則 (平成 20 年 1 月 16 日西教委規則第 3 号)	この規則は、公布の日から施行する。
付 則 (平成 20 年 8 月 13 日西教委規則第 6 号)	この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
付 則 (平成 21 年 1 月 14 日西教委規則第 8 号)	この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
付 則 (平成 21 年 5 月 13 日西教委規則第 1 号)	この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
付 則 (平成 22 年 1 月 13 日西教委規則第 6 号)	この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
付 則 (平成 23 年 8 月 10 日西教委規則第 3 号)	この規則は、平成 23 年 8 月 23 日から施行する。
付 則 (平成 26 年 1 月 8 日西教委規則第 11 号)	この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（高木の部及び第 46 の部を改める部分に限る。）は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
付 則 (平成 26 年 10 月 8 日西教委規則第 5 号)	この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
付 則 (平成 26 年 11 月 12 日西教委規則第 11 号)	この規則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。
付 則 (平成 27 年 7 月 8 日西教委規則第 3 号)	この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年9月3日西教委規則第5号）  
 この規則は、平成27年11月30日から施行する。  
 付 則（平成28年7月13日西教委規則第3号）  
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
 付 則（平成29年3月10日西教委規則第6号）  
 この規則は、公布の日より施行する。

別表  
西宮市立小学校および中学校通学区域

小学校名	中学校名	通学区域
浜脇	田中町、社家町、馬場町、浜町、市庭町1~5番、荒戎町、建石町、前浜町、西波止町、泉町、宮前町、浜脇町、鞍掛町、産所町1~13番、宮西町1・2・5・6・9番、今在家町、戸田町、和上町1~4・6~8番、六湛寺町10~15番、神楽町1~4番、本町5~13番、久保町	
西宮浜	西宮浜1丁目、西宮浜2丁目、西宮浜3丁目、西宮浜4丁目	
香櫞園	大浜町、川東町、川添町、川西町、中浜町、堀切町、屋敷町、松下町、弓場町、上葭原町、中葭原町、下葭原町、庭町6~9番、神楽町5~7番、宮西町3・4・7・8・10~14番	
安井	大社	安井町、千歳町、寿町、平松町、六湛寺町1~9番、常磐町、分銅町、末広町、江上町、堀切町、堀塚町、和上町5番、産所町14・15番、神楽町8~12番、中前田町、須佐町、津田町、西田町、大井手町、若松町
夙川	大社	羽衣町、霞町、大谷町、御茶家所町、郷免町、松園町
吉楽園	相生町、殿山町、雲井町、深谷町、高塚町、高塚町、山町、久出ヶ谷町、菊谷町、松ヶ丘町	
北夙川	吉楽園	南越木岩町、老松町(1~17番・19番)、西平町、松風町、石刎町、樋之池町(1~15・22~27番)、豊楽町

付 則（平成27年9月3日西教委規則第5号）  
 この規則は、平成27年11月30日から施行する。  
 付 則（平成28年7月13日西教委規則第3号）  
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
 付 則（平成29年3月10日西教委規則第6号）  
 この規則は、公布の日より施行する。

付 則  
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

西宮市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域			
小学校名	中学校名	義務教育学校名	通学区域
浜脇	浜脇	浜脇	田中町、社家町、馬場町、浜町、市庭町1~5番、荒戎町、建石町、前浜町、西波止町、泉町、宮前町、浜脇町、鞍掛町、産所町1~13番、宮西町1~13番、官西町1~2・5・6・9番、今在家町、戸田町、和上町1~4・6~8番、六湛寺町10~15番、神楽町1~4番、本町5~13番、久保町
香櫞園	浜脇	浜脇	大浜町、川東町、川添町、川西町、中浜町、堀切町、屋敷町、松下町、弓場町、上葭原町、中葭原町、下葭原町、庭町6~9番、神楽町5~7番、宮西町3・4・7・8・10~14番

苦楽園	苦楽園	大社	上ヶ原	角石町、苦楽園一番町、苦楽園二番町、苦楽園三番町、苦楽園四番町、苦楽園五番町、苦楽園六番町、北山町、柏堂町、柏堂西町、劍谷町、湯元町、鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺南町、鷺林寺字劍谷、越水字社家郷山、星沙門町、美作町、餓岩町、老松町18番、樋之池町16~21・28番	苦楽園	大社	上ヶ原	角石町、苦楽園一番町、苦楽園二番町、苦楽園三番町、苦楽園四番町、苦楽園五番町、苦楽園六番町、北山町、柏堂町、柏堂西町、劍谷町、湯元町、鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺南町、鷺林寺字劍谷、越水字社家郷山、星沙門町、美作町、餓岩町、老松町18番、樋之池町16~21・28番
		平木	柳本町	清水町、満池谷町、城山、桜谷町、南郷町	大社	平木	柳本町	清水町、満池谷町、城山、桜谷町、南郷町
神原	神原	大社	上ヶ原	奥畠1~7番、結善町、北名次町、神原1~13番、神園町1~2番、獅子ヶ口町	神原	大社	上ヶ原	奥畠1~7番、結善町、北名次町、神原1~13番、神園町1~2番、獅子ヶ口町
		平木	柳本町	奥畠1~7番、結善町、北名次町、神原1~13番、神園町1~2番、獅子ヶ口町	甲陽園	大社	上ヶ原	奥畠1~7番、結善町、北名次町、神原1~13番、神園町1~2番、獅子ヶ口町
甲陽園	甲陽園	大社	上ヶ原	大社町3~6・11・12番	甲陽園	大社	上ヶ原	大社町3~6・11・12番
		平木	柳本町	神園町3~16番、甲陽園山王町、甲陽園本庄町、甲陽園日之出町、甲陽園若江町、甲陽園西山町、甲陽園目神山町、奥畠8番、神原14~15番、甲山町1~34・47~53・59~6	甲陽園	大社	上ヶ原	神園町3~16番、甲陽園山王町、甲陽園本庄町、甲陽園日之出町、甲陽園若江町、甲陽園西山町、甲陽園目神山町、奥畠8番、神原14~15番、甲山町1~34・47~53・59~61番地
広田	広田	大社	上ヶ原	六軒町、五月ヶ丘、新甲陽町、甲陽園東山町、甲山町35~46~54~58~62~75番地	広田	大社	上ヶ原	六軒町、五月ヶ丘、新甲陽町、甲陽園東山町、甲山町35~46~54~58~62~75番地
		平木	柳本町	六軒町、五月ヶ丘、新甲陽町、甲陽園東山町、甲山町35~46~54~58~62~75番地	平木	大社	上ヶ原	六軒町、五月ヶ丘、新甲陽町、甲陽園東山町、甲山町35~46~54~58~62~75番地
平木	平木	大社	上ヶ原	北昭和町、丸橋町、能登町、大畑町、河原町、広田町、中屋町	平木	大社	上ヶ原	北昭和町、丸橋町、能登町、大畑町、河原町、広田町、中屋町
		平木	柳本町	北昭和町1~2・7~10・13番、愛宕山、岡田山1~3番、高座町	平木	大社	上ヶ原	北昭和町1~2・7~10・13番、愛宕山、岡田山1~3番、高座町
甲東	甲東	大社	上ヶ原	南昭和町1~2・4~10番、西度町、高松町1~5・7番、平木町、青木町、中殿町3~6番、森下町、芦原3~4・9番、室川町	平木	大社	上ヶ原	南昭和町1~2・4~10番、西度町、高松町1~5・7番、平木町、青木町、中殿町3~6番、森下町、芦原3~4・9番、室川町
		平木	柳本町	南昭和町1~2・4~10番、西度町、高松町1~5・7番、平木町、青木町、中殿町3~6番、森下町、芦原3~4・9番、室川町	平木	大社	上ヶ原	南昭和町1~2・4~10番、西度町、高松町1~5・7番、平木町、青木町、中殿町3~6番、森下町、芦原3~4・9番、室川町
上ヶ原	上ヶ原	大社	上ヶ原	門戸荘、松籜荘、神明町、甲東園3丁目、上大市1丁目、上大市2丁目、門戸東町、門戸西町2~9番、門戸岡田町、下大市東町、上甲東園4丁目、上甲東園5丁目、仁川町5丁目、仁川町6丁目、仁川五ヶ山町、仁川百合野町、岡田山1~7番	甲東	甲陵	上ヶ原	門戸荘、松籜荘、神明町、甲東園3丁目、上大市1丁目、上大市2丁目、門戸東町、門戸西町2~9番、門戸岡田町、下大市東町、上甲東園4丁目、上甲東園5丁目、仁川町5丁目、仁川町6丁目、仁川五ヶ山町、仁川百合野町、岡田山1~7番
		平木	柳本町	門戸荘、松籜荘、神明町、甲東園3丁目、上大市1丁目、上大市2丁目、門戸東町、門戸西町2~9番、門戸岡田町、下大市東町、上甲東園4丁目、上甲東園5丁目、仁川町5丁目、仁川町6丁目、仁川五ヶ山町、仁川百合野町、岡田山1~7番	平木	大社	上ヶ原	門戸荘、松籜荘、神明町、甲東園3丁目、上大市1丁目、上大市2丁目、門戸東町、門戸西町2~9番、門戸岡田町、下大市東町、上甲東園4丁目、上甲東園5丁目、仁川町5丁目、仁川町6丁目、仁川五ヶ山町、仁川百合野町、岡田山1~7番

上ヶ原南	上ヶ原	一ヶ谷町、上ヶ原山手町、上ヶ原六番町、上ヶ原七番町、上ヶ原八番町、上ヶ原九番町、上ヶ原十番町	上ヶ原南	上ヶ原	一ヶ谷町、上ヶ原山手町、上ヶ原六番町、上ヶ原七番町、上ヶ原八番町、上ヶ原九番町、上ヶ原十番町
段上	甲武	仁川町1丁目、一里山町、上大市5丁目、田近野町、段上町6丁目、段上町7丁目2~7番、段上町8丁目3~5・11~15番	段上	甲武	仁川町1丁目、一里山町、上大市5丁目、田近野町、段上町6丁目、段上町7丁目2~7番、段上町8丁目3~5・11~15番
段上西	甲陵	甲東園1丁目、甲東園2丁目、仁川町2丁目、段上町4丁目	段上西	甲陵	甲東園1丁目、甲東園2丁目、仁川町2丁目、段上町4丁目
段上西	甲武	段上町1丁目、段上町2丁目、段上町3丁目、段上町5丁目、段上町7丁目1~8番、段上町8丁目1~2・6~10番、上大市3丁目、上大市4丁目	段上西	甲武	段上町1丁目、段上町2丁目、段上町3丁目、段上町5丁目、段上町7丁目1~8番、段上町8丁目1~2・6~10番、上大市3丁目、上大市4丁目
樋ノ口	甲武	樋ノ口町1丁目、樋ノ口町2丁目、大島町、若山町、門前町、林田町9番、堤町、荒木町5~22番、上之町	樋ノ口	甲武	樋ノ口町1丁目、樋ノ口町2丁目、大島町、若山町、門前町、林田町9番、堤町、荒木町5~22番、上之町
高木	瓦木	甲風園1丁目、甲風園2丁目、甲風園3丁目、高木東町、高木西町、北口町、長田町、南昭和町3番、荒木町1~4番、大森町	高木	瓦木	甲風園1丁目、甲風園2丁目、甲風園3丁目、高木東町、高木西町、北口町、長田町、南昭和町3番、荒木町1~4番、大森町
高木北		伏原町、薬師町、林田町1~8・10~11番、野間町	高木北		伏原町、薬師町、林田町1~8・10~11番、野間町
瓦木	深津	大屋町4~11・19~23・30~32番、中島町2~7・13~18番、天道町、瓦林町1~21番、熊野町1~4番、二見町、甲子園口北町	瓦木	深津	大屋町4~11・19~23・30~32番、中島町2~7・13~18番、天道町、瓦林町1~21番、熊野町1~4番、二見町、甲子園口北町
深津	深津	大屋町1~3・12~18・24~29番、中島町1~8~12・19~21番、田代町、高烟町、深津町、高松町6~8~22番、神明町1~2・5~8番、神祇官町、芦原町1~3・5~11番、西福町、中殿町1~2番	深津	深津	大屋町1~3・12~18・24~29番、中島町1~8~12・19~21番、田代町、高烟町、深津町、高松町6~8~22番、神明町1~2・5~8番、神祇官町、芦原町1~3・5~11番、西福町、中殿町1~2番
瓦林	瓦木	瓦林町22~31番、熊野町5~15番、松山町、松並町、日野町	瓦林	瓦木	瓦林町22~31番、熊野町5~15番、松山町、松並町、日野町
上甲子園	上甲子園	甲子園口1丁目、甲子園口2丁目、甲子園口3丁目、甲子園口4丁目、甲子園口5丁目、甲子園口6丁目、津門飯田町、戸崎町	上甲子園	上甲子園	甲子園口1丁目、甲子園口2丁目、甲子園口3丁目、甲子園口4丁目、甲子園口5丁目、甲子園口6丁目、津門飯田町、戸崎町
津門	今津	津門稻荷町、津門仁辺町、津門宝津町、津門大箇町、津門大塚町、津門吳羽町、津門西口町、津門大塚町、今津山中町	津門	今津	津門稻荷町、津門仁辺町、津門宝津町、津門大箇町、津門大塚町、津門吳羽町、津門西口町、津門大塚町、今津山中町

春風	上甲子園	上甲子園1丁目、上甲子園2丁目、上甲子園3丁目、上甲子園4丁目、上甲子園5丁目、今津上野町、甲子園香風町、甲子園浦風町、甲子園三保町	春風	上甲子園	上甲子園1丁目、上甲子園2丁目、上甲子園3丁目、上甲子園4丁目、上甲子園5丁目、今津野田町、今津上野町、甲子園春風町、甲子園浦風町、甲子園三保町
今津	今津 真砂	今津水波町、今津二葉町、今津社前町、今津大東町、今津出在家町1~9番、今津巽町1~4番、今津久寿川町1~11番、津門川町、津門住江町1~14番	今津	今津 真砂	今津水波町、今津二葉町、今津社前町、今津大東町、今津出在家町1~9番、今津巽町1~4番、今津久寿川町1~11番、津門川町、津門住江町1~14番
今津	今津 真砂	今津出在家町10番、今津西浜町、今津巽町5~8番、今津港町、今津久寿川町12番、今津真砂町、津門住江町15番、甲子園浜1丁目、甲子園浜2丁目、甲子園浜3丁目	今津	今津 真砂	今津出在家町10番、今津西浜町、今津巽町5~8番、今津港町、今津久寿川町12番、今津真砂町、津門住江町15番、甲子園浜1丁目、甲子園浜2丁目、甲子園浜3丁目
用海	今津 真砂	池田町、松原町、六湛寺町2~8番、与古道町、用海町、石在町1~6・12~15番、本町1~4番、染殿町	用海	今津 真砂	池田町、松原町、六湛寺町2~8番、与古道町、用海町、石在町、石在町1~6・12~15番、本町1~4番、染殿町
鳴尾	鳴尾	東町1丁目、東町2丁目、浜松原町、朝凪町、石在町7~11・16~19番	鳴尾	鳴尾	東町1丁目、東町2丁目、浜松原町、朝凪町、石在町7~11・16~19番
南甲子園	真砂	武庫川町、池開町、鳴尾町1丁目、鳴尾町2丁目、鳴尾町3丁目、鳴尾町4丁目、鳴尾町5丁目、甲子園七番町、甲子園八番町	南甲子園	真砂	武庫川町、池開町、鳴尾町1丁目、鳴尾町2丁目、鳴尾町3丁目、鳴尾町4丁目、鳴尾町5丁目、甲子園七番町、甲子園八番町
甲子園浜	鳴尾	南甲子園2丁目、南甲子園3丁目、浜甲子園3丁目、浜甲子園4丁目、甲子園網引町9・10番	甲子園浜	鳴尾	南甲子園2丁目、南甲子園3丁目、浜甲子園3丁目、浜甲子園4丁目、甲子園網引町9・10番
高須	鳴尾南	甲子園町、甲子園高潮町、甲子園洲鳥町、甲子園網引町1~8番、甲子園九番町1~9・12~14・15番(6~8・40・49号)、南甲子園1丁目1~8番、浜甲子園2丁目	高須	鳴尾南	甲子園町、甲子園高潮町、甲子園洲鳥町、甲子園網引町1~8番、甲子園九番町1~9・12~14・15番(6~8・40・49号)、南甲子園1丁目1~8番、浜甲子園2丁目
高須西	高須	甲子園九番町15番(1~5・9~39・41~48・50~61号)、南甲子園1丁目9~22番	高須	鳴尾南	甲子園九番町15番(1~5・9~39・41~48・50~61号)、南甲子園1丁目9~22番
鳴尾東	浜甲子園 鳴尾南	古川町、枝川町、甲子園九番町10・11番、上田西町 高須町1丁目1(1~10号)・2~7番	高須西	高須	古川町、枝川町、甲子園九番町10・11番、上田西町 高須町1丁目1(1~10号)・2~7番
		高須町1丁目1番(11~18号)、高須町2丁目、鳴尾浜1丁目、鳴尾浜2丁目、鳴尾浜3丁目			高須町1丁目1番(11~18号)、高須町2丁目、鳴尾浜3丁目
		笠屋町、東鳴尾町1丁目			笠屋町、東鳴尾町1丁目
		東鳴尾町2丁目、上田東町、上田中町			東鳴尾町2丁目、上田東町、上田中町

鳴尾北	鳴尾	甲子園六番町、里中町1丁目、里中町2丁目、里中町3丁目、上鳴尾町
	学文	甲子園一番町、甲子園二番町、甲子園三番町、甲子園四番町、甲子園五番町、若草町1丁目、若草町2丁目、学文殿町1丁目、学文殿町2丁目、花園町
	学文	小曾根町1丁目、小曾根町2丁目、小曾根町3丁目、小曾根町4丁目、小松東町1丁目、小松東町2丁目、小松東町3丁目、小松北町1丁目、小松北町2丁目、小松西町1丁目、小松西町2丁目、小松町1丁目、小松町2丁目、小松南町1丁目、小松南町2丁目、小松南町3丁目
山口	山口	山口町名来のうち有馬川以西、山口町名来1丁目、山口町名来2丁目、山口町上山口のうち国道176号線以南、山口町下山口のうち有馬川以西・天上橋以南・有馬病院以東の国道176号線以南、山口町下山口1丁目、山口町下山口2丁目、山口町下山口3丁目、山口町下山口4丁目、山口町下山口5丁目、山口町下山口5丁目、山口町上山口1丁目、山口町中野2丁目、山口町中野3丁目、山口町金仙寺2丁目、山口町金仙寺1丁目、山口町金仙寺3丁目、すみれ台1丁目、すみれ台2丁目、すみれ台3丁目、山口町阪神流通センター1丁目、山口町阪神流通センター2丁目、山口町阪神流通センター3丁目
北六甲台	山口	北六甲台1丁目、北六甲台2丁目、北六甲台3丁目、北六甲台4丁目、北六甲台5丁目、山口町上山口2丁目、山口町上山口3丁目、山口町上山口4丁目、山口町名来のうち有馬川以東、山口町上山口のうち国道176号線以北、山口町下山口のうち有馬川以東で天上橋以北・有馬病院以東の国道176号線以北、名塩赤坂1～17番、名塩美山、塩瀬町名塩のうち旧県道武田尾停車場線・市道塩121号線・市道塩101号線以西で国道176号線以北、神戸市北区道場町生野1172番地

	鳴尾	甲子園六番町、里中町1丁目、里中町2丁目、里中町3丁目、上鳴尾町
鳴尾北	学文	甲子園一番町、甲子園二番町、甲子園三番町、甲子園四番町、甲子園五番町、若草町1丁目、若草町2丁目、学文殿町1丁目、学文殿町2丁目、花園町
	小松	小曾根町1丁目、小曾根町2丁目、小曾根町3丁目、小曾根町4丁目、小曾根町5丁目、小松東町1丁目、小松東町2丁目、小松東町3丁目、小松北町1丁目、小松北町2丁目、小松西町1丁目、小松西町2丁目、小松町1丁目、小松町2丁目、小松南町1丁目、小松南町2丁目、小松南町3丁目
山口	山口	山口町名来のうち有馬川以西、山口町名来1丁目、山口町名来2丁目、山口町上山口のうち国道176号線以南、山口町下山口のうち有馬川以西・天上橋以南・有馬病院以東の国道176号線以南、山口町下山口1丁目、山口町下山口2丁目、山口町下山口3丁目、山口町下山口4丁目、山口町下山口5丁目、山口町中野2丁目、山口町中野3丁目、山口町船坂、山口町金仙寺、山口町金仙寺1丁目、山口町金仙寺2丁目、山口町金仙寺3丁目、すみれ台1丁目、すみれ台2丁目、すみれ台3丁目、山口町阪神流通センター1丁目、山口町阪神流通センター2丁目、山口町阪神流通センター3丁目
北六甲台	山口	北六甲台1丁目、北六甲台2丁目、北六甲台3丁目、北六甲台4丁目、北六甲台5丁目、山口町上山口2丁目、山口町上山口3丁目、山口町上山口4丁目、山口町名来のうち有馬川以東、山口町上山口のうち国道176号線以北、山口町下山口のうち有馬川以東で天上橋以北・有馬病院以東の国道176号線以北、名塩赤坂1~17番、名塩美山、塩瀬町名塩のうち旧県道武田尾停車場線・市道塩121号線・市道塩101号線以西で国道176号線以北、神戸市北区道場町生野172番地

名塩 塩瀬	名塩 塩瀬	名塩 塩瀬	名塩 塩瀬	名塩南台1丁目、名塩南台2丁目、名塩南台3丁目、名塩 南台4丁目、名塩山莊、名塩ガーデン、名塩茶園町、名塩 平成台、名塩さくら台1丁目、名塩さくら台2丁目、名塩さく ら台3丁目、名塩さくら台4丁目、名塩1丁目、名塩2丁 目、名塩3丁目、名塩木之元1～4・5(1～9・11～19・2 2～30号)・6～23番、名塩東久保、名塩赤坂18番、塩 瀬町名塩のうち北六甲台小学校・東山台小学校の通学区 域外
東山台 塩瀬	名塩新町、東山台1丁目、東山台2丁目、東山台3丁目、 東山台4丁目、東山台5丁目、清瀬台、国見台1丁目、国 見台2丁目、国見台3丁目、国見台4丁目、国見台5丁 目、国見台6丁目、国見台7丁目、国見台8丁目、国見台9丁 目、国見台10丁目、国見台11丁目、国見台12丁目、国見台13 丁目、国見台14丁目、国見台15番(10・20・21号)、塩 瀬町名塩5・117番地3・5117番地4・5081番地6、塩瀬 町名塩のうち市道塩32号線・名塩武田尾ハイキング道以 東の市道塩153号線・ドン尻川以北及び清瀬台以東の名塩 川以北でドン尻川以南	東山台 塩瀬	名塩新町、東山台1丁目、東山台2丁目、東山台3丁 目、東山台4丁目、東山台5丁目、清瀬台、国見台1 丁目、国見台2丁目、国見台3丁目、国見台4丁目、 国見台5丁目、国見台6丁目、国見台7丁目、国見台8 丁目、国見台9丁目、国見台10丁目、国見台11丁目、 国見台12丁目、国見台13丁目、国見台14丁目、国 見台15番(10・20・21号)、塩瀬町名塩5・117番地3・5117番地4・5 081番地6、塩瀬町名塩のうち市道塩32号線・名塩 武田尾ハイキング道以東の市道塩153号線・ドン尻 川以北及び清瀬台以東の名塩川以北でドン尻川以南	
生瀬 塩瀬	塩瀬町生瀬、生瀬町1丁目、生瀬東町、宝 生ヶ丘1丁目、宝生ヶ丘2丁目、生瀬高台、青葉台1丁 目、青葉台2丁目、花の峯、生瀬武庫川町	生瀬 塩瀬	塩瀬町生瀬、生瀬町1丁目、生瀬東町、宝 生ヶ丘1丁目、宝生ヶ丘2丁目、生瀬高台、青 葉台1丁目、花の峯、生瀬武庫川町	塩瀬町生瀬、生瀬町1丁目、生瀬東 町、宝生ヶ丘1丁目、宝生ヶ丘2丁目、生瀬高台、青 葉台1丁目、花の峯、生瀬武庫川町
				備考 山口町香花園の児童生徒等の通学区域は、西宮市の学齢児童および生 徒ならびに幼児に係る教育事務等の神戸市に対する事務委託に関する規約第1条 1条の規定に基づき神戸市教育委員会が指定する神戸市立学校とする。
				備考 山口町香花園の児童生徒等の通学区域は、西宮市の学齢児童および生徒 ならびに幼児に係る教育事務等の神戸市に対する事務委託に関する規約第1条 の規定に基づき神戸市教育委員会が指定する神戸市立学校とする。